生分解性マルチ緊急導入支援事業実施要領

第1 趣旨

生分解性マルチ緊急導入支援事業の実施については、生分解性マルチ緊急支援事業補助金交付要綱(令和5年9月14日付け生振第1032号。以下、「交付要綱」という。)の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

交付要綱第2条別表1に定める事業実施主体は、交付要綱に定める者のほか、次に掲げる者とする。

- 1 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。
- 2 生分解性マルチを新たに導入する面積又は前年度に比べて取組拡大する面積が概ね3ha以上であること。ただし、取組面積が概ね3ha未満の団体等であっても、今後、産地として、生分解性マルチの導入を計画的に推進していく場合など、生分解性マルチの普及が期待できる場合、地域の状況に応じ、本事業の対象とする。

第3 補助対象経費

交付要綱第2条別表1に定める経費は、事業実施主体が生分解性マルチを「新たに導入する場合」又は「前年度に比べて取組拡大する場合」であって、対象とする生分解性マルチは生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限る。

第4 事業の実施期間

交付要綱第4条に規定する、事業の着手は次のとおりとする。

1 事業着手

交付要綱第4条に規定する、事業の着手は、生分解性マルチ緊急導入支援事業実施計画書 (別記第1号様式)(以下「実施計画書」という。) 3に記載の品目に要する生分解性マルチ の展張を開始した日とする。

2 事業完了

事業完了日は、実施計画書3に記載の品目に要する生分解性マルチの全面積の展張を完了 した日とする。

第5 事業の採択方針

次に掲げるものを優先的に採択する。

- 1 事業実施主体あたりの取組面積が大きく、産地への波及効果が期待できる団体
- 2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する 法律に基づく計画認定を受けた農業者が属する団体

第6 事業の実施

- 1 事業実施計画の審査及び承認
- (1) 事業実施主体は、実施計画書を作成し、別記第2号様式により、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、事業実施主体から提出のあった実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合は、これを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第3条の規程に基づき、交付申請書を提出する際に、知事から承認を受けた実施計画書を添付するものとする、
- 2 事業実施計画の変更

別表で定める実施計画の重要な変更は、前項の(1)、(2) の手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

第7 事業取組状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の取組状況を別記第3号様式により知事に提出するものとする。
- 2 前項による知事への報告期限は、事業実施年度の翌年度末とする。

第8 書類の経由

この実施要領により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

第9 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は知事が別に定める。

附則

この実施要領は、令和5年9月14日から施行し、令和5年度から令和7年度の予算に係る補助金に適用する。

別表

重要な変更

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業実施主体の変更
- 3 事業実施地区の変更
- 4 事業実施主体にかかる事業費の30%を超える範囲の増減又は補助金の増

1	事業の目的

2 事業実施主体

7 7/42 4/10 == 11	
事業実施主体名	
設立年月日	
所在	
代表者名	
備考	

3 マルチを使用する面積(計画)

	生産者名	品目	通常マルチ 面積 (a)				補助対象 面積	マルチ展張時期	事業に要する経費	負担区分	
1/=			前年度	本年度	前年度 ①	本年度 ②	(a) ②-①	· / · / / / / / / / / / / / / / / / / /	(円)	県補助金 (円)	自己資金 (円)
1											
2											
3											
4											
5											
	事業集	E施主体全体	0	0	0	0	0				0

※県補助金は10aあたり20,000円、1団体あたり200万円を上限とする。

4 添付書類

- (1) 事業実施主体規約又は規程
- (2) 誓約書(別記第4号様式)及び事業実施主体役員名簿(別記第5号様式)
- (3) 生分解性マルチの領収書・購入伝票、マルチ展張の様子がわかる写真(実績報告時)
- (4) 振込先口座情報
- (5) その他、県が必要と認める資料
- ※ 変更の場合は、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書き上段に記載すること。
- ※ 実績報告時は、(1)及び(2)の添付は不要。

別記第2号様式

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業実施(変更)計画書

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所在地名称代表者氏名

生分解性マルチ緊急導入支援事業実施要領第6の1の(1)の規定により、下記のとおり提出します。

記

別紙のとおり

令和 年度生分解性マルチ緊急導入支援事業取組状況報告書

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所在地名称代表者氏名

このことについて、生分解性マルチ緊急導入支援事業実施要領第7の1の規定により下 記のとおり報告します。

記

	生分解性マルチ使用面積(a)							
品目	事業実施年度	事業実施翌年度						
	(令和 年度)	(令和 年度)						
計								

誓 約 書

令和 年 月 日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

事業計画を提出した事業を行う者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が生分解性マルチ緊急導入支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、事業計画、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業実施計画の承認を 受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若し くは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則不要、第三者が作成する場合は原則必要とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。
- ※ 電子申請の場合については、原本(誓約書・役員等名簿)を保管すること。

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	_	年年年	日	性別 (M·F)	住 所	職名
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の 経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を 委任されている者を除き省略することができる。